

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> <li>・保安林の指定の解除</li> <li>・都市計画事業の事業計画の変更認可</li> <li>・道路の区域の変更</li> <li>・道路の供用の開始（5件）</li> <li>・車両制限令第3条第1項第2号に定める道路の指定</li> <li>・車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の公示</li> <li>・浸水想定区域の指定</li> <li>・廃川敷地等の発生</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の実施</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>水 産 振 興 課</p> <p>林 政 課</p> <p>都 市 計 画 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>河 川 課</p> <p>”</p> <p>水 産 振 興 課</p>
--	---

## 告 示

### 長崎県告示第339号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

別表医療政策課関係の表に次のように加える。

27	長崎県ワクチン接種緊急促進基金事業補助金	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、子宮頸がん、髄膜炎等の予防を推進する。	補助対象者が実施するワクチン接種緊急促進事業に要する次の経費 (1) ワクチン接種費 (2) 事務費	2分の1以内	市町
----	----------------------	--	--	--------	----

別表障害福祉課関係の表中60の項を削り、61の項を60の項とし、62の項から65の項までを1項ずつ繰り上げる。

### 長崎県告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告

示する。

平成23年3月22日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

長崎県地方卸売市場長崎魚市場自家用電気工作物保安管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者  
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による罰則を受けた日から2年を経過していない者（同法第115条から第123条までの規定に該当しないこと。）

3 入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項  
ア 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項、第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号の要件に該当する事業者で、県内に営業所（個人にあつては事務所）を持ち、審査基準日（平成22年4月1日）の前日において5年以上の自家用電気工作物の保安管理業務の実績を有する者であること。  
イ 官公庁の建物で最大需用電力が500KW以上の需要設備がある自家用電気工作物保安管理業務委託の実績が過去10年以内においてある者  
ウ 受託実績（審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における受託実績により算出した年間平均受託実績）が100万円以上の者であること。

4 資格審査申請の時期

この告示の日から平成23年3月28日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に直接持参すること。

ア 法人にあつては登記簿謄本

イ 個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書、住所地の市町村が発行する住民票及び法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

- オ 印鑑届（様式第2号）
- カ 口座振替申込書（様式第3号）
- キ 受託実績書（様式第6号）  
受託期間、受託金額がわかる契約書の写し等添付すること。
- ク 技術職員名簿（様式第7号）  
保安業務担当者になる要件を満たす職員についてのみ記載する。
- ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (4) 申請書の交付及び提出場所  
（名称）長崎県水産部水産振興課（市場・加工流通班）  
（住所）〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
（電話）095-824-1111 内線2836
- 6 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（原則として郵送）する。
- 7 資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から平成23年4月30日までとする。
- 8 資格申請事項の変更  
入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- 9 資格の取消し
- (1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も同様とする。
- (2) 資格取消しの通知  
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第341号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年3月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
五島市吉田町3608の10（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は省略し、その図面を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**長崎県告示第342号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 施行者の名称  
長崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和63年長崎県告示第575号  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業 3・6・117号 片淵町松ヶ枝町線
- 3 施行期間  
自昭和63年 6月17日 至平成26年 3月31日
- 4 事業地  
収用の部分 昭和63年長崎県告示第575号及び平成2年長崎県告示第170号の事業地のうち片淵3丁目、片淵4丁目及び西山2丁目において事業地を変更する。  
使用の部分 なし

**長崎県告示第343号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 小浜北有馬線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市北有馬町丁字轟川30番1地先から 南島原市北有馬町丁字轟川23番4地先まで	前	13.0～14.8	49.1	
	後	13.0～13.5	49.1	
南島原市北有馬町丁字轟川1番1地先から 南島原市北有馬町丁字轟川1番10地先まで	前	15.8～22.0	6.6	
	後	15.8～22.0	6.6	
南島原市南有馬町己字中島田15番20地先から 南島原市南有馬町己字中島田13番8地先まで	前	13.3～16.1	24.0	
	後	13.2～14.2	24.0	

**長崎県告示第344号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 小浜北有馬線	南島原市北有馬町丁字轟川35番地先から 南島原市北有馬町丁字轟川23番4地先まで	平成23年 3 月 22 日
主要地方道 小浜北有馬線	南島原市北有馬町丁字轟川 1 番10地先から 南島原市南有馬町己字中島田15番17地先まで	平成23年 3 月 22 日
主要地方道 小浜北有馬線	南島原市南有馬町己字中島田13番 8 地先内	平成23年 3 月 22 日

**長崎県告示第345号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 22 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市大山町字萱原376番 1 地先から 平戸市大山町字丸岳390番地先まで	平成23年 3 月 22 日

**長崎県告示第346号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 22 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浦比田勝線	対馬市上対馬町大浦字浮浜808番 1 地先から 対馬市上対馬町大浦字浮浜811番 1 地先まで	平成23年 3 月 22 日

**長崎県告示第347号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 22 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浦比田勝線	対馬市上対馬町大浦字隈ノ山757番 1 地先から 対馬市上対馬町大浦字隈ノ山758番地先まで	平成23年 3 月 22 日

**長崎県告示第348号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浦比田勝線	対馬市上対馬町大浦字千ノ浜原815番1地先内	平成23年 3月22日

### 長崎県告示第349号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

#### 1. 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 202号	佐世保市有福町248番2地先から 佐世保市指方町562番2地先まで
一般国道 202号	長崎市塩浜町59番1地先から 長崎市大黒町100番1地先まで
一般国道 251号	島原市下川尻町4番地先から 雲仙市愛野町乙746番4地先まで
一般国道 324号	長崎市新地町105番2地先から 長崎市早坂町1133番地先まで
一般国道 389号	雲仙市国見町土黒甲2番6地先から 雲仙市国見町土黒甲28番1地先まで
一般国道 499号	長崎市元船町6番19地先から 長崎市古河町5番1地先まで
一般国道 499号	長崎市小ヶ倉町2丁目220番1地先から 長崎市江川町401番地先まで
主要地方道 香焼江川線	長崎市香焼町5番33地先から 長崎市江川町380番25に隣接する水路地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎市茂里町6番2に隣接する水路地先から 長崎市城栄町288番2地先まで
一般県道 長崎インター線	長崎市早坂町1085番2地先から 長崎市早坂町1116番1地先まで
一般県道 平瀬佐世保線	佐世保市広田2丁目210番9地先から 佐世保市有福町4149番27地先まで
一般県道 神ノ島飽ノ浦線	長崎市西泊町75番21地先から 長崎市塩浜町48番地先まで
一般県道 小ヶ倉田上線	長崎市小ヶ倉町2丁目220番1地先から 長崎市上戸町4丁目128番2地先まで

#### 2. 指定する期日 平成23年 4月 1日



**長崎県告示第350号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

## 1. 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 202号	長崎市塩浜町59番1地先から 長崎市旭町3000番4地先まで
一般国道 251号	島原市下川尻町4番地先から 雲仙市愛野町乙746番4地先まで
一般国道 389号	雲仙市国見町土黒甲2番6地先から 雲仙市国見町土黒甲28番1地先まで
一般県道 神ノ島飽ノ浦線	長崎市西泊町75番21地先から 長崎市塩浜町48番地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎市茂里町6番2に隣接する水路地先から 長崎市城栄町288番2地先まで

## 2. 指定する期日 平成23年 4月 1日

## 3. 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを越え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

**長崎県告示第351号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により雪浦川水系雪浦川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び県北振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県告示第352号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月22日

長崎県知事 中村 法道

## 1 河川の名称

- 一級河川本明川水系目代川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成23年3月22日
  - 3 廃川敷地等の位置  
諫早市目代町1419番3
  - 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 804.23平方メートル

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

役務の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成23年3月22日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 役務の名称

長崎県地方卸売市場長崎魚市場自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎市京泊3丁目3番1号

(5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は3回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（平成23年長崎県告示第340号）に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

平成23年長崎県告示第340号に定める競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所に提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（名称） 長崎県水産部水産振興課（市場・加工流通班）

（住所） 〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

（電話） (095) 824-1111 内線2836

#### 4 入札参加条件



- (1) 2の入札参加資格を有していること。
  - (2) 当該役務を契約に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。
  - (3) 当該役務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
(名称) 長崎県水産部水産振興課(市場・加工流通班)  
(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2番13号  
(電話) (095) 824-1111 内線2836
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付期間及び場所  
(1) 期間 この公告の日から平成23年3月28日までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
(2) 場所 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の日時場所  
(1) 日時 平成23年3月30日 午前10時  
(2) 場所 長崎県庁第1別館2階エレベーター前会議室
- 10 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、下記の(1)から(5)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。  
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。  
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。  
(3) 入札者が連合して入札したとき。  
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。  
(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。  
(6) 所定の金額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。  
(7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。  
(8) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。  
(9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。  
(10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。  
(11) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法  
(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号。以下「規則」という。)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設

定しない。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令及び規則の定めるところによる。
- (4) 本件入札は、平成23年度歳入歳出予算が平成23年3月31日までに議会で議決されなかったときは落札決定を取消すこととする。また、議決された場合、4月1日以降に当該予算の執行が可能となったときに、落札決定の効力が生じるものとする。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

発行者

長崎県  
長崎市江戸町二番十三号

電話代表  
直通（八九五）二二一六

印刷所

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
クイックプリン  
寺田敏子